

○阿波市電気式生ごみ処理機設置事業補助金交付要綱

平成17年4月1日

告示第54号

改正 平成23年3月28日告示第21号

平成26年4月1日告示第44号

(趣旨)

第1条 この告示は、阿波市における生ごみの減量化及び資源化を図るため交付する電気式生ごみ処理機設置事業補助金(以下「補助金」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 補助金の交付対象は、阿波市内に住所を有する者が居宅に設置する電気式生ごみ処理機(以下「処理機」という。)とする。

2 補助金の交付は、1世帯につき1基とし、耐用年数は7年とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、3万円を限度とし、購入価格の2分の1以内とする。この場合において、補助金に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、電気式生ごみ処理機設置事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 処理機のカタログ
- (2) 購入先の領収書の写し
- (3) 保証書の写し
- (4) 設置場所の写真

(補助金の交付額確定及び通知)

第5条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、電気式生ごみ処理機設置事業補助金交付額確定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 前条の規定による通知を受けた申請者は、電気式生ごみ処理機設置事業補助金交付請求書(様式第3号。以下「交付請求書」という。)により市長に補助金の交付を請求する

ものとする。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条の規定による交付請求書を受理したときは、これを検認し、相当と認められた場合は補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第8条 市長は、補助金を交付した後において、不正の手段でこれを受けたことが明らかなる者に対して、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(協力義務)

第9条 補助金の交付を受けた申請者は、処理機を有効に活用し、ごみ集積所への生ごみの排出は極力避けなければならないものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月28日告示第21号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日告示第44号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

電気式生ごみ処理機設置事業補助金交付申請書

年 月 日

阿波市長 様

住 所
名 前
電話番号

㊟

電気式生ごみ処理機を購入しましたので、次のとおり補助金の交付を申請します。

1 補助金交付申請額 円

(1) 購 入 日 年 月 日

(2) 購入金額 円

(3) 添付書類

- (1) 処理機のカatalog
- (2) 購入先の領収書の写し
- (3) 保証書の写し
- (4) 設置場所の写真

様式第2号(第5条関係)

様

第 号
年 月 日

阿波市長



電気式生ごみ処理機設置事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付で交付申請のあった電気式生ごみ処理機の購入設置に対し、その額が確定しましたので、阿波市電気式生ごみ処理機設置事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき次のとおり通知します。

補助金交付額		円
生ごみ処理機の名称・形式		
購入基数	1基	
生ごみ処理機の 購入先	住所	
	氏名	
交付要件	阿波市内に居住し、一般家庭で使用すること。	

様式第3号(第6条関係)

電気式生ごみ処理機設置事業補助金交付請求書

請求金額 円

年 月 日付け 第 号で確定した電気式生ごみ処理機
設置事業補助金の交付について、阿波市電気式生ごみ処理機設置事業補助金交付要綱第6
条の規定により、上記のとおり請求いたします。

年 月 日

阿波市長 様

交付決定者

住 所

氏 名

(世帯主)

電話番号



振込先

金融機関名	銀行・農協 信用金庫	本店・出張所 支店・支所
預金種別	普通 当座 その他()	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

様式第1号(第4条関係)

様式第2号(第5条関係)

様式第3号(第6条関係)